

香川県公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する 処分に係る審査基準

平成 27 年 2 月 18 日

香川県公文書等の管理に関する条例（平成 25 年香川県条例第 5 号。以下「条例」という。）に基づく特定歴史公文書等の利用の請求に対する利用決定に係る審査基準は、次のとおりとする。なお、個々の案件に係る具体的な判断は、個別の審査の結果に基づき行うものとする。本基準は、随時、適切な見直しを行っていくものとする。

第 1 審査の基本方針

条例第 13 条の規定に基づく利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が条例第 13 条第 1 項第 1 号に規定する情報（以下「利用制限情報」という。）に該当するかどうかの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案して行う。

個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」（条例第 13 条第 2 項）に当たっては、国際的な慣行である「30 年ルール」（利用制限は原則として作成又は取得されてから 30 年を超えないものとする考え方）を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。したがって、特定歴史公文書等に記録されている個人情報については、作成又は取得の日から 30 年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなるが、判断に当たっては条例第 20 条第 1 項に定める手続も活用するものとする。（個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う「一定の期間」の目安については、別紙「30 年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」を参照。）

また、審査においては、特定歴史公文書等に付された行政機関等の意見を参酌することとなるが（条例第 13 条第 2 項）、「参酌」とは、各行政機関等の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断はあくまで文書館の館長（以下「館長」という。）に委ねられている。

第 2 利用制限情報該当性の判断基準について（条例第 13 条第 1 項第 1 号）

1 個人に関する情報（条例第 13 条第 1 項第 1 号ア）

- (1) 本規定は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報は最大限に保護されることが必要であるため、特定の個人が識別され得る情報は、原則として非公開とすることを定めたものである。
- (2) 本規定では、我が国において、いわゆる「プライバシー」の具体的な内容が、法的にも社

会通念上も必ずしも明確ではないことから、個人のプライバシーに関する情報であると明らかに判断できる場合はもとより、個人のプライバシーであるかどうか不明確である場合も含めて、個人に関するすべての情報は、非公開を原則とした。

その一方で、ただし書(ア)から(ウ)までにおいて、個人の権利利益を侵害しないと考えられ、非公開にする必要のない情報及び公開する公益上の必要があると認められる情報を規定し、これらについては、利用に供することとしたものである。

なお、ただし書(ウ)については、第20条第3項の適用あり。

- (3) 「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日、住所、性別などの基本的な属性を示す事項を始めとし、個人の発言内容、行動記録など当該個人に関わりのあるすべての情報をいう。
- (4) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、イのうち香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2号に規定する「事業を営む個人の当該事業に関する情報」と同義であり、イのうち情報公開条例第7条第2号で処理することとしたので、本規定の個人情報の範囲から除外した。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業と直接関係のない情報（家族状況等）については、本号の問題として公開・非公開の判断をするものである。
- (5) 「特定の個人を識別することができる」とは、氏名、生年月日、住所等の記述から、特定の個人を判別することができることをいう。
- (6) 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、利用請求に係る情報から直接特定の個人を識別することはできないが、既に公になっている又は入手可能な他の情報と当該情報とを組み合わせることによって、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。なお、「他の情報」については、何人でも入手可能な情報を基準として考えることは適切とはいえず、慎重に判断することが必要である。
- (7) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテや反省文のような情報で、個人が識別されなくとも、その第三者への公開が個人の人格権を侵害するおそれがあるもの、又は、未発表の研究論文のような情報で公開することにより、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあるものなどをいう。
- (8) ただし書(ア)のうち情報公開条例第7条第1号アは、不動産登記簿の謄本のような法令等の規定により公にされるもの、又は、表彰受賞者名簿のような慣行として公にされるもの等については、公開することを明らかにしたものである。
 - (ア) 情報公開条例第7条第1号アの「法令等」とは、法律、政令その他の命令及び条例をいう。
 - (イ) 「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」について、「法令等の規定」とは、現在、何人にも容易に入手できる状態に置かれている情報をいう。したがって、閲覧者を利害関係人に限っているもの等は該当しない。

また、「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法として法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていることで足りる。
 - (ウ) 「公にすることが予定されている情報」とは、公開請求時点では公にはなっていないが、将来、公にされることが予定されている情報、又は、当該情報の性質上、通例公表される

情報をいう。

- (9) ただし書(ア)のうち情報公開条例第7条第1号イは、個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、なおこれに優越する公益がある場合で、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報については、公開することを定めたものである。

また、情報公開条例第7条第1号イの「必要であると認められる」とは、非公開とすることにより保護される利益と公開することにより保護される利益とを比較衡量し、後者が優越する場合をいう。この比較衡量は、個人に関する情報の中でも個人的な性格が強いものから社会的性格が強いものまで様々なものがあること、人の生命、身体等の保護と生活又は財産の保護とでは公開により保護される利益の程度に相当の差があることを踏まえ、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないように慎重な配慮が必要である。

なお、情報公開条例第7条第1号イについては、第20条第2項の適用あり。

- (10) ただし書(イ)については、職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名については、原則として公開する趣旨である。

(ア) 「公務員等」とは、「公務員」並びに「独立行政法人等、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受ける法人、地方独立行政法人及び出資法人の役員及び職員」をいう。

(イ) 「公務員等」のうち「公務員」とは、国家公務員（国家公務員の身分を有する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）及び地方公務員をいい、一般職であるか特別職であるか、常勤であるか非常勤であるかを問わない。具体的には、国又は地方公共団体の職員のほか、内閣総理大臣、国務大臣、国会議員、地方公共団体の議員等が該当する。

(ウ) 「公務員等」のうち「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する「独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人及び別表第1に掲げる法人」である。なお、当該「別表第1に掲げる法人」のうち「総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受ける法人(特殊法人)」に該当しない法人についてのただし書(イ)の規定の適用は、平成15年4月1日以後に作成し、又は取得した行政文書に記録されたものに限る。

(エ) 「公務員等」のうち「総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受ける法人（独立行政法人等であるものを除く。）」とは、同号に規定する「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）」から「独立行政法人等」に該当する法人を除く法人をいう。具体的には、いわゆる特殊法人のうち、日本放送協会などの「独立行政法人等」に該当しない法人をいい、総務省設置法第4条第15号の規定が適用されないこととなっている法人（農林中央金庫など民間法人化されたもの）は含まないものである。

(オ) 「公務員等」のうち「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(カ) 「公務員等」のうち「出資法人」とは、「県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人(地方独立行政法人であるものを除く。)のうち当該特定歴史公文書等を移管した行政機関が定める法人」であり、当該法人の資本金又は基本財産（基金を含む。）の額に占める県からの出資又は出捐を受けた額の割合が50%以上で、行政機関が告示したも

のをいう。なお、出資法人についてのただし書(イ)の規定の適用は、平成 15 年 4 月 1 日以後に作成し、又は取得した行政文書に記録されたものに限る。

- (キ) 「職務の遂行に係る情報」とは、当該個人がその担当する職務を遂行する場合に記録された情報をいう。したがって、公務員の職員としての身分取扱いに係る情報などは、当該公務員にとっては、その職務遂行に係る情報ではない。
- (ク) 「公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」とは、公務員等の職務の遂行に係る当該個人の氏名について、公にすることにより、個人の私生活上の権利利益が受忍すべき限度を超えて害されるおそれがある場合等をいい、このような場合の当該公務員の氏名については非公開となるものである。
- (ケ) 「そのおそれがあるものとして当該特定歴史公文書等を移管した行政機関が定める職」とは、特定の職に任じられた公務員の担当する職務内容等から判断して、当該個人の氏名が公になると、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関が認めて規則等により定める職をいい、当該職に任じられた公務員の氏名については非公開となるものである。
- (11) ただし書(ウ)に規定する「公益上公にすることが必要である情報として当該特定歴史公文書等を行政機関が定める情報」とは、香川県情報公開条例施行規則（平成 12 年香川県規則 148 号）第 3 条に定める情報であり、これにより、食糧費及び交際費の支出に係る行政文書に記載された氏名等については、公にすることにより個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び本号以外の非公開情報に該当する場合を除き、公開するものである。

2 法人等に関する情報（条例第 13 条第 1 項第 1 号イのうち、情報公開条例第 7 条第 2 号に係る部分）

- (1) 本規定は、法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害することを防止する観点から定められたものである。
- (2) 情報公開条例第 7 条第 2 号本文は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、非公開とする趣旨である。
- 情報公開条例第 7 条第 2 号ただし書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動により、現に発生しているか、将来発生するおそれがある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、本号本文に該当する情報であっても常に公開が義務づけられていることを明らかにする趣旨である。
- なお、情報公開条例第 7 条第 2 号ただし書については、第 20 条第 2 項の適用あり。
- (3) 情報公開条例第 7 条第 2 号の「法人」とは、営利法人、公益法人等法人格を有するあらゆる団体をいう。
- 「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体等で法人格はないが、団体の規約及び代表者が定められているものをいう。
- なお、国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人については、その性格を考慮し、法人等とは異なる公開・非公開の基準を適用すべきであることから、情報公開条例第 7 条第 2 号から除き、その事務又は事業等に係る非公開情報は、同条第 3 号及

び第4号において規定している。(独立行政法人等及び出資法人に関する情報については、平成15年4月1日以後に作成し、又は取得した行政文書に記載されたものに限り情報公開条例第7条第3号及び第4号を適用し、平成15年4月1日前に作成し、又は取得した行政文書については、同条第2号を適用する。

- (4) 「事業を営む個人」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等当該事業に関する一切の情報をいう。しかし、当該事業と直接関係のない個人に関する情報(家族状況、事業と区別される財産、所得等)は含まれず、条例第13条第1項第1号アの規定により判断する。

- (5) 法人等には、株式会社、公益法人、宗教法人、学校法人その他の法人のほか、政治団体その他法人格のない団体など様々な種類のものがある。

また、「正当な利益を害するおそれがある」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動に何らかの不利益が生ずる可能性があるというだけでは足りず、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が具体的に侵害されると認められることをいうものであり、「おそれ」の有無は、当該法人等と行政との関係や当該法人等の憲法上の利益の保護の必要性等それぞれの法人等及び情報の性格に応じて適正に判断する必要がある。

- (6) 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいうが、宗教法人における信教の自由や学校法人における学問の自由等、必ずしも経済的利益の概念でとらえられないものを含むものである。

(ア) 生産技術上、販売上のノウハウに関する情報

(イ) 経営方針、経理、人事等内部管理に属する情報で、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

(ウ) その他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、信用、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められる情報

- (7) 次のような情報は、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず、公開しなければならない。

(ア) 法令の規定により何人でも閲覧できる情報(閲覧を利害関係人にのみ認めているもの等は、含まれない。)

例 法人に関する登記事項

(イ) 公表することを目的として作成し、又は取得した情報(公表することが了承されている情報及び公表することが慣例となっている情報を含む。)

例 白書等でとりあげられている事業を営む者の事業概要

(ウ) 法人等又は事業を営む個人がPR等のため、自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報

例 企業パンフレット等により公表された営業実績

(エ) 情報が加工され、個々の法人等又は事業を営む個人が識別できなくなっているもの

例 各種統計資料

- (8) 情報公開条例第7条第2号ただし書について

(ア) 情報公開条例第7条第2号ただし書は、法人等又は個人の事業活動によって危害(公害、

薬害等)が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、公開することを定めたものである。この場合、現実に危害が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かは問わないものである。

- (イ) 公にすることが必要であると認められるか否かは、公開することによる利益（人の生命、健康、生活又は財産の保護）と非公開にすることによる利益との比較衡量によって判断されることになる。この比較衡量に関しては、公開により保護される利益と非公開により保護される利益の双方について、利益の具体的内容・性格を慎重に検討する必要がある。前者については、生命、健康という法益と生活又は財産という法益では、公開による利益が異なり得るし、後者についても、製品の製造上のノウハウに関する情報と採用計画に関する情報では保護の程度が異なり得るものである。

3 事務又は事業に関する情報（条例第 13 条第 1 項第 1 号イのうち、情報公開条例第 7 条第 4 号ア若しくはオに係る部分）

- (1) 本規定は、県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人が行う事務又は事業の目的達成又は適正な執行の確保の観点から定めたものである。
- (2) 本規定は、県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人が行う事務又は事業に関する情報の中には、当該事務又は事業の性質、目的等 からみて、執行過程で公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものがあるので、このような情報は、非公開としたものである。
- (3) 「県の機関」とは、県の執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関を含む。
- (4) 「国の機関」とは、国会、大臣等及びそれらの附属機関並びに審議会等国のすべての機関をいう。
- (5) 独立行政法人等及び出資法人に関する情報についての本規定の適用は、平成 15 年 4 月 1 日以後に作成し、又は取得した行政文書に記載されたものに限る。
- (6) 「県の機関、・・・事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報だけでなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。また、県の機関等が直接執行するものだけでなく、指定管理者等が行う事務又は事業に関する情報を含むものである。
- (7) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断するに当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性では十分とはいえないものである。
- (8) 情報公開条例第 7 条第 4 号「ア」及び「オ」に列記された監査、検査等の事務又は事業は、公開するとその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを例示的に掲げたものであり、その他すべての個別の事務又は事業が本規定の対象となる。

したがって、「ア」及び「オ」以外の事務又は事業であっても「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があれば非公開情報に該当する。また、「ア」及び「オ」に列記された事務についても、列挙された「おそれ」以外で事務又は事業の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当すれば非公開となる。

- (9) 監査、交渉、試験その他同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報を公開すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずることがあり得るが、これも、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」場合に当たることとなる。

4 非公開約束情報（条例第 13 条第 1 項第 1 号イのうち情報公開条例第 7 条第 6 号に係る部分）

- (1) 本規定は、情報提供者との協力関係、信頼関係の確保の観点から、任意に提供を受けた情報のうち、公開しないことを条件に提供を受けたものの取扱いについて定めたものであるが、これらをすべて非公開とするものではなく、非公開を約束した情報のうち、非公開の条件を付すことが当該情報の性質や当時の状況等から合理的と認められるものに限って非公開となることを明らかにしたものである。

- (2) 県の機関は、個人又は法人等から任意の協力により情報を得て、施策の立案、事務の執行等をしていることが多い。このような情報の中には、公開しないことを条件とし、また、その条件を付すことが当該情報の性質や当時の状況等から合理的と認められるものがある。

このような情報を提供者の承諾なく公開すれば、当該提供者との協力関係、信頼関係が損なわれ、それ以降の情報収集が困難となったり、場合によっては、約束違反で損害賠償の請求を受けるおそれがあるので、このような情報については、非公開とするのが本規定の趣旨である。

一方で、情報公開条例第 7 条第 6 号ただし書において、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、同号本文に該当する情報であっても公開することを明らかにしたものである。

なお、情報公開条例第 7 条第 6 号ただし書については、第 20 条第 2 項の適用あり。

- (3) 「公にしないとの条件」とは、明示のものに限る。
- (4) 「任意に提供された情報」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により提供された情報をいう。
- (5) 「個人又は法人等における通例として」とは、当該個人又は法人等が属する集団、業界、業種の通常の慣行に照らして判断することを意味する。したがって、客観的にみて、当該個人又は法人等が属する集団、業界、業種において、非公開とする慣行が存在するかを判断することになる。
- (6) 「当時の状況等」とは、当該条件が付された時点における諸情報を基本に判断するが、必要に応じその後の事情の変化も斟酌して判断することを意味している。
- (7) ただし書については、1（個人に関する情報）の(9)を参照

5 法令秘等情報（条例第13条第1項第1号イのうち、情報公開条例第7条第7号の部分）

- (1) 本規定は、法令等の定めるところ又は行政機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報が記録されている行政文書は、非公開とすることを定めたものである。
- (2) 「法令等」については、1（個人に関する情報）の(8)の(ア)を参照のこと。
- (3) 「法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示」とは、地方自治法第245条第1号の指示その他これに類する行為をいう。
なお、本号が対象としている指示は、法律上にその指示の根拠が示されているものであるため、本号に該当するか否かは、当該事務の根拠法令等に照らして個別具体的に判断する必要がある。
- (4) 「国の機関」とは、3（事務又は事業に関する情報）の(4)を参照のこと。
- (5) 「公にすることができないとされている情報」とは、明文の規定で公開が禁じられている情報のほか、法令等の趣旨、目的からみて公開することができないと明らかに判断され得る情報を含む。

6 公共の安全等に関する情報（条例第13条第1項第1号ウ）

- (1) 本規定は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等に移管した行政機関が認めることにつき相当の理由がある情報は非公開とすることを定めたものである。
- (2) 本規定は、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨であるため、個人テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体等の保護に関する情報等は本規定の対象となる。一方、風俗営業等の許認可、伝染病予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等のいわゆる行政警察に関する情報は、一般的には、本規定の対象ではなく、第13条第1項第1号イのうち情報公開条例第7条4号（事務又は事業に関する情報）により公開・非公開を判断するものであるが、当該情報が直接又は間接的に刑事法の執行に関係してくる場合などについては、本規定に該当することがあり得る。
- (3) 「犯罪の予防」とは、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪予防の見地から、本規定により非公開とするものである。
- (4) 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査には該当しないが、平穏な市民生活や社会規範等を維持し、又はこれらに対する障害を除去することをいう。
- (5) 「行政機関が認めることにつき相当の理由がある」と規定していることは、本号に規定する情報については、その性質上、公開・非公開の判断に高度の政策的判断を伴うこと、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、行政機関の第一次的な判断を尊重する趣旨である。ただし、行政機関の裁量を無制限に認めるものではなく、合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならない。

なお、第13条第1項第1号ウについては、第20条第3項の適用あり。

第3 条例13条第1項第2号の特定歴史公文書等の利用制限に関する判断基準

- (1) 県議会から知事を経由し文書館に移管された特定歴史公文書等の利用制限については、その移管の際に付された利用制限に関する意見の範囲で利用制限を行う。
- (2) 刑事訴訟法に関する書類を保存する行政機関から文書館に移管された特定歴史公文書等の利用制限については、条例第30条第2項に定める知事との協議の際に併せて協議することとし、合意が整った範囲で利用制限を行う。

第4 条例13条第1項第3号の特定歴史公文書等の利用制限に関する判断基準

文書館が法人や個人から寄贈又は寄託を受ける場合には、寄贈者又は寄託者の意向を最大限に尊重することとし、利用の制限についても特段の配慮を行うこととするが、本号に規定する「一定の期間」は、公にすると何らかの支障を生ずるおそれがある有期の期間をいい、公にしないことを無期限に約束するものではない。

第5 条例第13条第1項第4号の特定歴史公文書等の原本の利用制限に関する判断基準

「特定歴史公文書等の原本」とは受入れから、保存に必要な措置、目録の作成及び配架を経て、当該特定歴史公文書等を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質、形態により原秩序を構成するものをいう。

利用請求に係る特定歴史公文書等について、条例第13条第1項第4号に基づき原本の利用を制限する場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- (1) 「原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合」

水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定歴史公文書等に記録されていた情報、材質、形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性があるときは、原本の利用を制限することができる。

なお、合理的な費用及び時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用の制限を行わず、適切な期間において利用を実施するものとする。

ただし、原本を通常の利用に供することにより、法令等の規定による管理責務を遂行することに困難を生じる蓋然性が高いもの、例えば国の重要文化財に指定されているもの及びそれに準じるものについては、その原本の利用を制限するものとする。

- (2) 「原本が現に使用されている場合」

利用請求に係る当該特定歴史公文書等の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、展示（他機関への貸出しを含む。）、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直ちに当該利用請求に応じることができない期間は、原本の利用を制限することができる。

第6 部分公開に関する判断基準（条例第13条第3項）

利用請求に係る特定歴史公文書等について、条例第13条第3項に基づき部分公開をすべき場合

に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

(1) 「容易に区分して除くことができるとき」

(ア) 当該特定歴史公文書等のどの部分に利用制限に係る情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も、部分公開を行わないことができる。

「区分」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分を、その内容が分からないように被覆、複写物の黒塗りを行い、当該内容が分からないようにすることを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには利用制限に係る情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には利用制限に係る情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

(イ) 利用制限に係る情報が記録されている部分を除くことは、その複写物に黒塗りし再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。しかし、特定歴史公文書等については、条例第 12 条において、永久に保存することが求められており、その利用についても、当該文書の永久保存を確保する範囲にとどまると考えられる。

このため、利用制限に係る部分を黒塗りするために原本を複写することを原則とすれば、特定歴史公文書等が重要文化財に当たる場合や劣化が進んでいる場合は、当該文書を破損させる危険性を防ぐため、本項の「容易」の判断に当たっては、個々の事案ごとに慎重に検討する必要がある。

また、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録について、利用制限に係る部分とそれ以外の部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

(2) 「当該部分を除いた部分を利用させなければならない。」

部分的に公開するに当たり、利用制限に係る部分を具体的にどのように除くかについては、館長が条例の目的に沿って判断することとなる。すなわち、複写物を作成して利用制限に係る部分を黒く塗るか、ページ全体を被覆するかの方法の選択は、利用制限に係る情報を公開する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。

(3) 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」

(ア) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責務が全うされるようにするとの観点から、利用制限に係る情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等公開しても意味がないと認められる場合を意味する。この「有意」性の判断に当たっては、同時に公開される他の情報があれば、これも併せて判断する。

(イ) 「有意」性の判断は、利用請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものである。

第7 本人情報の取扱いについて

個人識別情報は利用制限情報に該当する（条例第13条第1項第1号ア）が、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第14条の規定に基づき取り扱うことになる。なお、仮に当該情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合を含め、条例第13条第1項各号に掲げられた場合にも該当する場合には、条例第13条の規定により判断することとなる。

(別紙)

30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について

| 特定歴史公文書に記録されている情報 | 一定の期間 (目安) | 該当する可能性のある情報の類 型の例(参考) |
|--|------------------|---|
| 個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの | 50年 | ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は服務 オ 人事記録 |
| 重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの | 80年 | ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑) |
| 重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの | 110年 を超える適切な年 | ア 刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑) イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 |
| (備考) | | |
| 1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている特定歴史公文書が作成又は取得された日の属する年度の翌年度の4月1日とする。 | | |
| 2 「該当する可能性のある情報の類型の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。 | | |
| 3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。 | | |
| 4 「刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑)」の「一定の期間」は110年を目途とする。 「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。 | | |